

【改正等の概要】

令和6年の学校教育法の一部改正を踏まえ、学校教育法施行規則、専修学校設置基準等について以下の通り所要の改正を行う。

○学校教育法施行規則の主な改正事項

- ・大学の専攻科又は大学院の入学資格に、専門課程における教育との連続性に配慮した教育課程を編成していることその他の基準を満たす専攻科で文部科学大臣が別に指定するもの（適格専攻科）を修了した者を追加する（第155条第1項）。
- ・専門課程の入学資格について、大学の入学資格を得られる者と同様の規定とする（第183条）。
- ・特定専門課程（大学編入資格が付与）の基準として、課程の終了に必要な総単位数を62単位以上とする（第186条）。
- ・大学院等の入学資格に関する文部科学大臣の指定を受けた専修学校の専門課程又は専攻科を修了した者は高度専門士と称することができることとする（第186条の3）。
- ・自己点検評価の実施に関し、大学等と同様に、適切な項目を設定し、適切な体制を整えて行うこととする（第186条の5）
- ・新たに創設する専修学校の専攻科について、入学資格を短期大学及び高等専門学校の専攻科と同様の規定を設けるとともに、設置に係る学則変更の届出に関し、高等学校の届出に係る規定を準用する（第189条）。

○専修学校設置基準

- ・専門課程ににおける修了要件に関し、これまで授業時数を原則とし、単位数も可としていたところ、単位数に限ることとし、一単位の内容について大学等と同様の規定とする（第28条の2、第28条の3）。
- ・専門課程を置く専修学校は、教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修及び専修学校の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする（第40条の2）。

○その他改正及び経過措置等

- ・専攻科の学生を（独）日本学生支援機構が行う学資貸与の、適格専攻科の学生を高等教育の修学支援新制度（学資支給及び授業料等減免）の対象とする上で、所要の規定の整備を行う（独立行政法人日本学生支援機構に関する省令・大学等における修学の支援に関する法律施行規則）。
- ・施行日前に専門課程に入学した者の修了要件については、なお従前の例による（学校教育法の一部を改正する法律施行規則附則第3条）

【今後のスケジュール】（予定）

改正省令を8月上旬に公布し、令和8年4月1日に施行。（学校教育法の一部改正法の施行の日と同日）

参考：学校教育法の一部を改正する法律の概要

趣旨

専修学校は、学校教育法において、「職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」が目的とされ、医療、福祉、工業等の分野において、実践的な職業教育機関として人材を輩出してきた。

人生100年時代やデジタル社会の進展の中で、職業に結びつく実践的な知識・技能・技術や資格の修得に向けて、リスキリング・リカレント教育を含めた職業教育の重要性が高まっていること等を踏まえ、専修学校における教育の充実を図るため、専門課程の入学資格を厳格化するとともに、専修学校における専攻科の設置に係る規定の創設、一定の要件を満たす専門課程の修了者への称号の付与、専門課程を置く専修学校への自己点検評価の義務付け等の措置を講ずる。

概要

大学等との制度的整合性を高めるための措置

- ① 専修学校の専門課程の入学資格について、大学の入学資格と同様の規定とする。
※専門課程の入学資格について、高等学校等を卒業した者に「準ずる学力があると認められた者」から、高等学校等を卒業した者と「同等以上の学力があると認められた者」に改める。
※専修学校専門課程の在籍者の呼称を「生徒」から「学生」に改める。
- ② 専修学校となるために最低限必要な学習時間に関する基準を、大学・高等専門学校と同様に「単位数」により定めることができるようにする。

専門課程修了者の学修継続の機会確保や社会的評価の向上のための措置

- ③ 一定の要件を満たす専門課程（以下「特定専門課程」という。）を置く専修学校には、専攻科を置くことができることとする。
※専攻科は、特定専門課程を修了した者等が、より深く学び・研究することを目的とした課程。
※一定の要件を満たす専修学校の専攻科については、短期大学及び高等専門学校の認定専攻科と同様に、大学等における修学の支援に関する法律に基づく修学支援制度の対象に含める。
- ④ 特定専門課程の修了者全てについて大学編入学資格を認めるとともに、当該修了者は専門士と称することができることとする。

教育の質の保証を図るための措置

- ⑤ 専門課程を置く専修学校に大学と同等の項目での自己点検評価を義務付けるとともに、外部の識見を有する者による評価を受ける努力義務を定める。

施行日

令和8年4月1日

専修学校の適格専攻科への大学院入学資格の付与について

専修学校の専攻科について

- 令和6年6月14日に公布された「学校教育法の一部を改正する法律」により、令和8年4月1日以降、特定専門課程を置く専修学校には、専攻科を置くことができることとなる。
- 専攻科の設置は、専修学校の設置者が所轄庁である都道府県への届出により行うこととする予定であり、他の学校種同様、専攻科の設置に係る教員要件や卒業要件等について特段の個別の規定は設けない予定。

大学院入学資格の付与について

- 大学院入学資格が認められる専修学校専門課程と同様の基準を満たす専攻科（適格専攻科）の修了者に対して大学院入学資格を付与するにあたり、質の保証については、以下の取組を行う。

<適格専攻科の質の保証の取組>

- 文部科学省が、基準に基づき認定 (別添1)
- 自己点検評価の実施及び公表の義務付け並びに学校教育法第132条の2第2項に基づく「外部の識見を有する者による評価」(独立した第三者による評価)を5年以内に1回義務付け
- 指定養成規則等に基づく大臣の指定等、教育課程や教員資格等に対する立入調査等 (別添2)

※参考:一定の要件を満たす専修学校専門課程の修了者に大学院入学資格を認めた考え方

各機関が個性・特色の明確化を図り、全体として一層の多様性を確保すると同時に、学習者の立場に立って相互の接続や連携を改善することにより、言わば単線型でなく複線型の、誰もがアクセスしやすく柔軟な構造の高等教育システムを構築していくことが重要である。(「我が国の高等教育の将来像(答申)」(平成17年1月28日 中央教育審議会))

修了者に大学院入学資格の付与が認められる
専修学校専門課程の指定基準

- 一 修業年限が4年以上であること。
- 二 課程の修了に必要な総授業時数（総単位数）が3,400時間（124単位）以上であること。

※改正学校教育法を踏まえ、将来的に全ての専門課程の学科が単位制へと移行することに伴い、規定を改正予定。

- 三 体系的に教育課程が編成されていること。

- 四 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。

修了者に大学院入学資格の付与を認める
専修学校の適格専攻科の指定基準案

- 一 専門課程と専攻科において、修業年限が通算4年以上となるものであること。
- 二 専門課程と専攻科において、全課程の修了に必要な総単位数が通算して124単位以上であること。

- 三 専門課程と専攻科において、体系的な教育課程を編成していること。

本来、別々の課程として設置される専門課程と専攻科の教育課程が体系的に編成されていることを客観的に確認できるものを対象とする方針。このため、国家資格に係る法令等に基づき、専門課程及び専攻科において、関連する2つの資格を取得することができるもの等を対象とすることを検討。

(例)

専門課程	専攻科
看護師	助産師、保健師
2級自動車整備士	1級自動車整備士
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師	左記の資格の教員

※改正学校教育法を踏まえ、全ての専門課程の学科が単位制に移行することに伴い、全ての適格専攻科において試験等により学生の学修の成果が評価されることとなる。

※この他、専攻科が専門課程と同等の設置基準を満たしていること等を基準に盛り込むことを検討。

【指定養成施設による取組例】

事例 1 東京都の医療関係養成所の例

東京都において定めている東京都医療関係職種養成所等指導調査実施要項において、保健師、助産師、看護師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等の養成施設に対する指導調査（集団指導、実地指導）を実施している。実地指導では、①教員に関する事項、②授業に関する事項、③学生又は生徒に関する事項、④学則等の内容に関する事項、⑤施設等に関する事項、⑥関係法令等に定める申請、届出及び報告など諸手続に関する事項、⑦財務に関する事項等について確認している。

実地指導は、原則として課長代理級以上の職にある者を長とする職員 2 名以上で編成して実施している。

事例 2 自動車養成施設の例

国土交通省において定めている自動車整備士技能検定規則の細則において、①規則又は学則の遵守事項、②教育を行う者の資格及び教育科目の担当状況、③教育科目、時間数、教育内容等の状況、④教室、実習場、実習用機械設備、実習用教材等の状況、⑤所定の課程の修了可否の判定状況等について立入調査するよう求めている。

立入調査については、地方運輸局が立入指導の実施計画や報告等を取りまとめ、国土交通省へ報告する義務がある。

自動車整備士技能検定規則の細則（抄）

4 自動車整備士養成施設の指導について

4.1 指導方針について

立入調査により、指定及び届出に係る事項のうち次の各号に重点をおいて調査し、適切な指導を行うこと。

(参考) 専修学校の第三者評価の概要

1. 評価項目等

第三者評価で確認する項目は、自己点検評価の項目のうち教育内容に関することを中心に評価しつつ、既に養成施設指定規則等で外部による点検等がある場合などは、学校の判断で必要な項目や指標を追加、削除等をするなどメリハリを付けて評価

2. 第三者評価の実施

評価の信頼性や質の確保の観点から、評価を実施する者の専門性・中立性に関する要件を満たした者が実施

※第三者評価の実施を推進していくため、文部科学省として、評価組織の立ち上げや評価者育成のための支援、学校の教職員向け研修等の支援を行う予定。

3. 第三者評価を求める対象

第三者評価は法的には努力義務だが、大学等と同水準の質の保証が求められる場合や特別な教育課程や取組に対する認定要件に関するフォローアップが求められている場合等もあることを踏まえ、①大学院入学資格（高度専門士）が付与される専門課程及び専攻科を有する学校、②外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定校については、令和8年4月1日から第1期間から第三者評価の実施を求める

4. 第三者評価の評価期間、結果の取扱い

第三者評価を行う期間については、実践的な職業教育を行うためには社会のニーズを適宜反映することが必要であり、期間は短めに設定した方がいいこと、また、専門学校はほとんどが4年以内の教育課程であることから、5年以内に1回実施する評価の結果を、学校のHPに掲載するなど社会へ公表するとともに、所轄庁へ報告

5. 評価の実施体制の構築

評価の実施者や教職員の研修等を充実するとともに、すべての学校が質の高い評価を実施できるような仕組みを各地域、各分野において早急に構築